

受注者等の皆様へ

豊明市公契約条例を制定しました

公契約（市が締結する工事、製造その他の請負契約、業務委託契約及び豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年豊明市条例第30号）第8条の規定により締結する協定をいう。）に携わる受注者等の皆様は、社会的責任を自覚し、この条例の目的の達成のため市の取り組みに協力するよう努めていただきます。

（目的）

公契約の適正な運用を図り、公共事業や公共サービスの質の向上と、それに携わる労働者の適正な労働環境の確保を図り、地域社会の持続的発展、住民生活の向上、福祉の増進に寄与することを目的としています。目的の達成のため、公契約に関する基本方針や基本的事項、市と受注者等の責務などを定めています。

（基本方針）

- （1） 公契約の過程において、透明性及び競争の公正性を確保するとともに、不正行為の排除を徹底し、その適正化を図ること。
- （2） 公契約の適正な履行及び公共事業等の良好な品質を確保すること。
- （3） 労働者の適正な労働条件の確保を図ること。
- （4） 地域経済の健全な発展に配慮すること。

（市の責務）

入札制度、契約制度の適正化(透明性、公平性、公正性、競争性)など、適切な公契約の締結及び公契約の適正な履行の確保のための取組みを総合的に実施します。

<具体的な取組>

- ・ 事業の重要性、緊急性及び効率性を考慮して、適正な時期に適正かつ合理的な規模で公契約を締結すること
- ・ 適正な契約方法を採用するとともに、公正な競争の下で行うこと
- ・ 価格、品質、納期その他の契約条件が適正なものとする
- ・ 市内業者の受注の機会を確保するよう努めること

(受注者等の責務)

受注者等は、公契約の当事者として社会的責任を自覚するとともに法令を遵守し、基本方針を実現するために市の取り組みに協力するよう努めてもらいます。

<具体的な取組>

- ・社会的責任を自覚し、その向上に努めること(環境への配慮、省エネへの取組み、情報管理の徹底、個人情報保護、障がい者の雇用、雇用機会均等の確保など)
- ・労務費その他の経費を適正に積算し、労働条件の悪化や下請負人へしわ寄せが生じないように努めること
- ・法令遵守すること(労働三法(労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法)、最低賃金法、労働派遣法、建設業法など)
- ・下請負者を選定するとき、又は資材等を調達するときは、市内業者の積極的な活用に努めること

(労働条件の確保について報告を求める公契約)

次に掲げる公契約については、全ての下請業者も含め労働条件の確保について報告を求めます。

- (1) 予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約
- (2) 予定価格が500万円以上の次に掲げる業務の委託に関する契約
 - ア 市庁舎の清掃の業務
 - イ 市庁舎の警備の業務(警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。)
 - ウ 市庁舎の電話交換又は受付の業務
 - エ 給食調理の業務
- (3) 予定価格が1,000万円以上の豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成24年豊明市条例第30号)第8条の規定により締結する協定のうち、公募によるもの

(施行期日等)

この条例は、令和2年4月1日以降の業務を開始する公契約に適用します。

(問合せ先)

豊明市役所 行政経営部 財政課 契約検査係
0562-92-8314 (ダイヤルイン)